

総務会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条第3項の規定に基づき、総務会に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 総務会の任務は、定款第19条第1項の規定によることとする。

(組織)

第3条 総務会の組織は、定款第19条第2項の規定によることとする。

2 総務会は、専務理事が統括する。

(会議)

第4条 総務会の会議は、原則として2か月に1回開催する。

2 総務会の議長は、専務理事とする。ただし、専務理事が不在のときは、出席した理事のうちから互選する。

(議事録)

第5条 総務会の会議の議事録は、中央事務局が作成し、理事会に報告する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、2014年10月31日から施行する。